

○国立大学法人埼玉大学ネーミングライツ事業規則

〔令和6年12月19日〕
規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）が実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人事業主をいう。
- (2) 施設等 本学が所有する施設及びスペースをいう。
- (3) 命名権 事業者等が本学の施設等に別称（事業者等の名称又は愛称をいう。以下同じ。）を設定する権利をいう。
- (4) 命名権料 前号に規定する命名権の対価をいう。
- (5) ネーミングライツ事業 本学が命名権を付与した事業者等（以下「ネーミングライツ事業者」という。）から得た命名権料を活用して、本学の施設等の維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、本学の施設等の本来の目的に支障を来さない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性を損なわないようにしなければならない。

2 本学は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、別称を積極的に使用するものとする。

3 本学は、ネーミングライツ事業を導入した場合であっても、施設等の名称については変更しないものとする。

(命名権の付与期間)

第4条 命名権を付与する期間は、原則3年以上5年以内とし、個々の契約ごとにこれを定める。

(募集)

第5条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、命名権の付与を希望する事業者等の募集は、原則として公募によるものとし、ホームページ等により広く行う。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、施設・環境マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、公募によらずにネーミングライツ事業を募集し実施することができる。

(1) 民間機関等との共同研究に直接関係する施設等に係るネーミングライツ事業であって、当該共同研究の相手方（これに準ずる者を含む。）以外の事業者等にその命名権を付与することが適切でないとき。

(2) 前号に定めるもののほか、特定の事業者等以外の事業者等にその施設等に係る命名権を付与することが適切でないとき。

（応募資格等）

第 6 条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条に規定する営業を営む者及び当該営業に類する事業を行う者

(2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者

(3) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

(4) 社会問題を起こしている者

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者

(6) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者

(7) 賭け事に係る業種に属する事業を行う者

(8) 政治団体

(9) 宗教団体

(10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者及び申立てがされている者

(11) 国税、地方税等を滞納している者

(12) 前各号に定めるもののほか、命名権を付与する事業者等としてふさわしくないと思ふと本学が認める者

2 ネーミングライツ事業に応募する事業者等（以下「応募者」という。）は、ネーミングライツ事業申込書（別紙様式第 1 号）に必要書類を添えて、学長に提出するものとする。

（設定できない別称）

第 7 条 応募者は、次の各号のいずれかに該当する別称を設定することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は意見広告に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 風営法第 2 条に規定する営業に関するもの
- (9) 貸金業法第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (10) たばこの広告又は喫煙を促すもの
- (11) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (12) 個人の名刺広告に関するもの
- (13) その他本学が別称として設定することが適当でないと認めるもの
(審査機関)

第 8 条 ネーミングライツ事業の選定、設定する別称、命名権料その他の審査は、委員会が行う。
(決定及び通知)

第 9 条 学長は、第 6 条第 2 項の規定による応募があったときは、委員会の審査を経て、そのネーミングライツ事業の採否を決定する。

2 学長は、応募者に対し、ネーミングライツ事業決定通知書(別紙様式第 2 号)又はネーミングライツ事業不採択通知書(別紙様式第 3 号)により、前項の決定の結果を通知するものとする。
(契約)

第 10 条 学長は、前条第 1 項の規定によりネーミングライツ事業の実施を決定したときは、当該事業者等と当該ネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。
(費用負担)

第 11 条 次に掲げる費用は、ネーミングライツ事業者が負担するものとする。
(1) ネーミングライツ事業を実施する施設等に係る別称のサイン、案内看板等の設置及び変更に必要な費用
(2) 命名権付与期間の満了、第 14 条の規定に基づく契約の解除又は第 15 条の

規定に基づく命名権の取消しに伴う別称のサイン、案内看板等の原状回復に必要な費用

(命名権料の納入)

第 1 2 条 命名権料は、所定の期日までに、本学が指定する預金口座に年度ごとに一括で納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツ事業者と協議の上、納入方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(別称の変更)

第 1 3 条 別称は、命名権を付与した期間内において変更することはできない。ただし、学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第 1 4 条 ネーミングライツ事業者は、自身の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合は、契約の解除を申し出ることができる。

2 前項の規定による契約の解除は、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別紙様式第 4 号）により、学長に申し出なければならない。

(命名権の取消し)

第 1 5 条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の議を経て、命名権の付与を取り消すことができる。

(1) 所定の期日までに命名権料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ事業者が法令及び規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) ネーミングライツ事業者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツ事業者から契約解除の申出があったとき。

(5) その他学長が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき。

2 学長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、ネーミングライツ事業取消通知書（別紙様式第 5 号）によりネーミングライツ事業者に通知するものとする。この場合において、第 12 条の規定により既に納入された命名権料については、返還しない。

(事務)

第 1 6 条 ネーミングライツ事業に関する事務は、関係部局の協力を得て、財務部施設管理課及び経理課において処理する。

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 19 日から施行する。

別紙様式第1号（第6条関係）

年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

申込者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ事業申込書

国立大学法人埼玉大学ネーミングライツ事業規則第6条第2項の規定に基づき、必要書類を添えて以下のとおりネーミングライツ事業に応募します。

施設・スペース名		
別 称 （ 案 ）		
別 称 の 理 由		
命 名 権 料	円（年額／税抜）	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連 絡 先	担 当 者 氏 名	
	電 話	（ ）
	F A X	（ ）
	E - m a i l	

必要書類

1. 法人等及び法人等により構成された団体
 - （1）法人等の概要を記載した書類
 - （2）定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - （3）法人の登記事項証明書（法人以外の団体は、これに準ずる証明書）
 - （4）直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
 - （5）国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
 - （6）デザイン案
2. 個人事業主
 - （1）個人事業主が行う事業の概要を記載した書類
 - （2）個人事業の開廃業等届出書（写）
 - （3）直近3事業年度分の決算報告書（所得税青色申告決算書（写））
 - （4）国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
 - （5）デザイン案

別紙様式第2号（第9条関係）

埼大 第 号
年 月 日

殿

国立大学法人埼玉大学長

ネーミングライツ事業決定通知書

年 月 日付けで応募のあったネーミングライツ事業について、以下のとおり採択することを決定したので通知します。

施設・スペース名		
別 称		
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 名 権 料	年 額	円（税抜）
	総額（年間）	円（税抜）

別紙様式第3号（第9条関係）

埼大 第 号
年 月 日

殿

国立大学法人埼玉大学長

ネーミングライツ事業不採択通知書

年 月 日付けで応募のあったネーミングライツ事業については、下記の理由により不採択となったので通知します。

記

（理由）

別紙様式第4号（第14条関係）

年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

ネーミングライツ事業者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ事業契約解除申出書

年 月 日付けで契約したネーミングライツ事業について、国立大学法人埼玉大学ネーミングライツ事業規則第14条第2項の規定に基づき、以下のとおり契約解除を申し出ます。

施設・スペース名	
別 称	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
命 名 権 料	円（年額／税抜）
解 除 希 望 日	年 月 日
契約解除の理由	

別紙様式第5号（第15条関係）

埼大 第 号
年 月 日

殿

国立大学法人埼玉大学長

ネーミングライツ事業取消通知書

年 月 日付け埼大 第 号ネーミングライツ事業決定通知書によるネーミングライツ事業について、以下の理由により取消しを決定したので、国立大学法人埼玉大学ネーミングライツ事業規則第15条第2項の規定により通知します。

なお、既に納入された命名権料は、返還しないことを申し添えます。

取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	